

NEWS *Club*

第89号

合同会社の「相続」ってどうなるの？
～家族経営や個人事業の法人化に役立つ知識～

ファーマ行政書士事務所

くめ
栞

まさはる
昌治



2025年6月25日発行

合同会社の「相続」ってどうなるの？ ～家族経営や個人事業の法人化に役立つ知識～

合同会社（LLC）は設立や運営の自由度が高く、小規模事業や家族経営に適した会社形態です。では、その持分（出資者の権利）を持つ人が亡くなった場合、相続はどうなるのでしょうか？

今回は「合同会社の相続」をテーマに、仕組みと注意点をわかりやすく解説します。

💡 合同会社に「株式」はない？

まず大前提として、合同会社には株式会社のような「株式」が存在しません。

合同会社では、出資した人＝「社員（＝構成員）」が、会社の運営や利益配分に関する権利を持っています。

この社員が亡くなった場合、その持分は原則として相続財産になります。

しかし、ポイントはここからです。

⚠ 相続で「自動的に社員になれる」とは限らない

合同会社の社員が亡くなったとき、その相続人が自動的に社員になるわけではありません。

会社法では、合同会社の定款に特別な定めがなければ、他の社員全員の同意がない限り、相続人は社員にはなれません。

つまり、次のような流れになります：

1. 故人の持分は相続人に相続される（財産として）
2. しかし、その相続人が会社の社員になるには、他の社員の同意が必要

これは、会社運営に無関係な人が突然経営に加わることを防ぐための制度です。

定款次第で大きく変わる

合同会社では「定款の自由」が広く認められているため、定款であらかじめ相続に関するルールを定めておくことが重要です。

例えば以下のような内容です：

- 相続人は自動的に社員になるものとする
- 社員の死亡によりその持分は消滅し、会社が買い取る
- 他の社員の同意を要するが、一定の親族は例外とする

こうした定めを盛り込んでおけば、後々のトラブルや事業の混乱を防ぐことができます。

実務的な注意点

相続が発生した際の実務面でも、以下の点に注意が必要です：

- 持分の評価が難しい
- → 売買・分割に向けて、税理士や専門家の評価が必要になることも。
- 他の相続財産と一緒に処理されるため、遺産分割協議が複雑化しやすい
- 遺言や事前の家族間の話し合いがないと、「誰が承継するのか」で揉める可能性がある

事業承継としての視点も忘れずに

家族経営や個人事業を法人化して合同会社にした場合、その会社を「次世代にどう継がせるか」は非常に大切なテーマです。

- 「経営は長男が引き継ぐが、利益は均等に相続させたい」
- 「事業承継者に持分を集中させ、他の相続人には別の資産を」

といったケースでは、遺言書の作成や、事前の生前贈与、持分譲渡契約などの対策が必要です。

✔まとめ

合同会社の相続は、株式会社に比べて「柔軟だが油断できない」仕組みです。

特に定款の定め方と、生前の準備が大きなカギを握ります。

ご家族や親族で合同会社を運営されている方、これから法人化を検討している方は、相続まで見据えた制度設計をぜひ意識してみてください。

もし具体的なご質問やお困りのことがあれば、当事務所までお気軽にご相談ください。

薬事法務コンサルタント・行政書士 桑 昌治

ファーマ行政書士事務所

URL: <https://pharma-office.com/>